

最高裁判所(第三小法廷) 平成●●年(〇〇)第●●号 課税処分取消請求上告受理事件  
国側当事者・国

平成27年3月17日不受理・確定

(控訴審・福岡高等裁判所、平成●●年(〇〇)第●●号、平成26年9月26日判決、本資料264号-154・順号12535)

(第一審・福岡地方裁判所、平成●●年(〇〇)第●●号、平成26年4月22日判決、本資料264号-77・順号12458)

決 定

申立人	甲
同訴訟代理人弁護士	上鶴 和貴
相手方	国
同代表者法務大臣	上川 陽子
同指定代理人	中村 友亮

裁判官全員一致の意見で、次のとおり決定。

第1 主文

- 1 本件を上告審として受理しない。
- 2 申立費用は申立人の負担とする。

第2 理由

本件申立ての理由によれば、本件は、民訴法318条1項により受理すべきものとは認められない。

平成27年3月17日

最高裁判所第三小法廷

裁判長裁判官 大橋 正春  
裁判官 岡部 喜代子  
裁判官 大谷 剛彦  
裁判官 木内 道祥  
裁判官 山崎 敏充